

■ 中間処理施設に関する事項

2016/08/01 現在

許可年月日	平成12年 9月 14日
許可番号	第 99 号 の 6
施設の種類	政令第7条 第7号 (廃プラスチックの破碎施設)
処理する廃棄物の種類	廃プラスチック類(自動車等破碎物を除く。)、汚泥、紙くず、木くず、ゴムくず以上 5種類
設置場所	山口県厚狭郡楠町大字船木字山田61番41
処理能力	15t/日(10時間) 1.5t/時間
許可の条件	
留意事項	施設の設置の当たっては、各種関連法規を遵守する事。 計画内容に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受ける事。 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受ける事。
構造・設備の概要	
設置許可証	許可証に写しにて掲載
環境保全対策	集塵機による粉塵飛散防止構造 遮閉板による騒音低減構造 防振ゴムによる振動低減構造

許可年月日	平成13年 1月 24日
許可番号	第 99 号 の 9
施設の種類	政令第7条 第4号 (廃油の油水分離施設)
処理する廃棄物の種類	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるもの)以上 4種類
設置場所	山口県厚狭郡楠町大字船木字山田61番41
処理能力	31t/日(24時間)
許可の条件	
留意事項	施設の設置の当たっては、各種関連法規を遵守する事。 計画内容に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受ける事。 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受ける事。
構造・設備の概要	スチーム吹き込みによる加熱分離
設置許可証	許可証に写しにて掲載
環境保全対策	

許可年月日	平成13年 1月 24日
許可番号	第 99 号 の 8
施設の種類	政令第7条 第3号 (汚泥の焼却施設)
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類金属くず(自動車等破碎物を除く。以上2種類)、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残渣、ゴムくず(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上 10種類
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物 以上 5種類 (詳細品目に関しては許可証の写しにて掲載)
設置場所	山口県厚狭郡楠町大字船木字山田61番41
処理能力	2,000Kg/時間 48t/日
許可の条件	
留意事項	施設の設置の当たっては、各種関連法規を遵守する事。 計画内容に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受ける事。 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受ける事。
処理方式	ロータリーキルン・ストーカー炉
構造・設備の概要	管理温度 900℃ 以上
設置許可証	許可証に写しにて掲載
環境保全対策	アルカリ洗浄(湿式) 電気集塵機[乾式] バグフィルター[乾式] 二次燃焼室滞留時間 2秒 以上

許可年月日	平成13年 1月 24日
許可番号	第 99 号 の 8
施設の種類	政令第7条 第5号 (廃油の焼却施設)
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類金属くず(自動車等破碎物を除く。以上2種類)、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残渣、ゴムくず(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上 10種類
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物 以上 5種類 (詳細品目に関しては許可証の写しにて掲載)
設置場所	山口県厚狭郡楠町大字船木字山田61番41
処理能力	2,083Kg/時間 50t/日
許可の条件	
留意事項	施設の設置の当たっては、各種関連法規を遵守する事。 計画内容に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受ける事。 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受ける事。
処理方式	ロータリーキルン・ストーカー炉
構造・設備の概要	管理温度 900℃ 以上
設置許可証	許可証に写しにて掲載
環境保全対策	アルカリ洗浄(湿式) 電気集塵機[乾式] バグフィルター[乾式] 二次燃焼室滞留時間 2秒 以上

■ 中間処理施設に関する事項

許可年月日	平成13年 1月 24日
許可番号	第 99 号 の 8
施設の種類	政令第7条 第8号 (廃プラスチック類の焼却施設)
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類金属くず(自動車等破砕物を除く。以上2種類)、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残渣、ゴムくず(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上 10 種類
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物 以上 5 種類 (詳細品目に関しては許可証の写しにて掲載)
設置場所	山口県厚狭郡楠町大字船木字山田61番41
処理能力	1,542Kg/時間 37t/日
許可の条件	
留意事項	施設の設置の当たっては、各種関連法規を遵守する事。 計画内容に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受ける事。 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受ける事。
処理方式	ロータリーキルン・ストーカー炉
構造・設備の概要	管理温度 900℃ 以上
設置許可証	許可証に写しにて掲載
環境保全対策	アルカリ洗浄(湿式) 電気集塵機[乾式] バグフィルター[乾式] 二次燃焼室滞留時間 2秒 以上

許可年月日	平成13年 1月 24日
許可番号	第 99 号 の 8
施設の種類	政令第7条 第13の2号 (産業廃棄物の焼却施設)
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類金属くず(自動車等破砕物を除く。以上2種類)、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残渣、ゴムくず(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上 10 種類
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物 以上 5 種類 (詳細品目に関しては許可証の写しにて掲載)
設置場所	山口県厚狭郡楠町大字船木字山田61番41
処理能力	3,988Kg/時間 95.7t/日
許可の条件	
留意事項	施設の設置の当たっては、各種関連法規を遵守する事。 バグフィルター[乾式] 二次燃焼室滞留時間 2秒 以上

許可年月日	平成13年 1月 24日
許可番号	第 99 号 の 8
施設の種類	政令第7条 第11号 (汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の焼却施設)
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類金属くず(自動車等破砕物を除く。以上2種類)、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残渣、ゴムくず(これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)以上 10 種類
特別管理産業廃棄物の種類	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物 以上 5 種類 (詳細品目に関しては許可証の写しにて掲載)
設置場所	山口県厚狭郡楠町大字船木字山田61番41
処理能力	500Kg/時間 12t/日
許可の条件	
留意事項	施設の設置の当たっては、各種関連法規を遵守する事。 計画内容に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受ける事。 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受ける事。
処理方式	ロータリーキルン・ストーカー炉
構造・設備の概要	管理温度 900℃ 以上
設置許可証	許可証に写しにて掲載
環境保全対策	アルカリ洗浄(湿式) 電気集塵機[乾式] バグフィルター[乾式] 二次燃焼室滞留時間 2秒 以上

許可年月日	平成16年 2月 18日
許可番号	指令廃り対策第537-6号
施設の種類	ごみ処理施設
一般廃棄物の種類	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ
設置場所	焼却施設 山口県厚狭郡楠町大字船木字山田61番41 破砕施設 山口県厚狭郡楠町大字船木字山田61番41 圧縮減容施設 山口県小野田市大字有帆字上指月3番5
処理能力	焼却施設 42t/日(24時間) 破砕施設 15t/日(10時間) 圧縮減容施設 12t/日(10時間)
許可の条件	施設の設置の当たっては、各種関連法規を遵守する事。 計画内容に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受ける事。 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受ける事。
留意事項	

許可年月日	平成24年 4月 16日
許可番号	第 2 号 の 11
施設の種類	政令第7条 第 7号 (廃プラスチック類の破碎施設) 政令第7条 第 8号の2 (木くずの破碎施設)
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上 5 種類
設置場所	山口県山陽小野田市大字有帆字上指月3番5号
処理能力	廃プラスチック類 15 t / 日 (1 0 時 間) 木くず 8 t / 日 (1 1 時 間)
許可の条件	
規則第11条8項の規定 による許可証の有無	無
留意事項	施設の設置の当たっては、各種関連法規を遵守する事。 計画内容等に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受ける事。 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受ける事。

許可年月日	平成16年 2月 18日	
許可番号	指令平23 廃り対策 第 8 1 - 6 号	
施設の種類	ごみ処理施設 (破碎施設) ごみ処理施設 (圧縮減容施設)	
一般廃棄物の種類	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、繊維くず等)	
設置場所	山口県小野田市大字有帆字上指月3番5	
処理能力	破碎施設	1 5 t / 日 (1 0 時 間)
	圧縮減容施設	1 2 t / 日 (1 0 時 間)
許可の条件		
留意事項	施設の設置の当たっては、各種関連法規を遵守する事。 計画内容に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受ける事。 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受ける事。	

許可年月日	平成16年 2月 18日	
許可番号	指令廃り対策 第 537-6 号	
施設の種類	ごみ処理施設	
一般廃棄物の種類	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ	
設置場所 焼却・破碎 施設	山口県厚狭郡楠木町大字船木字山田61番41	
設置場所 圧縮減容 施設	山口県小野田市大字有帆字上指月3番5	
処理能力	焼却施設	142 t / 日 (2 4 時 間)
	破碎施設	1 5 t / 日 (1 0 時 間)
	圧縮減容施設	1 2 t / 日 (1 0 時 間)
許可の条件		
留意事項	施設の設置の当たっては、各種関連法規を遵守する事。 計画内容に変更があった場合は、当庁に速やかに連絡し、指示を受ける事。 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受ける事。	